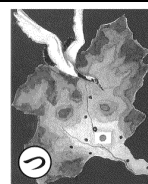




県 紋 章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和7年3月31日（月） 号 外（第15号）

目 次

ページ

規 則

- 群馬県総合スポーツセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（スポーツ振興課） 2
- 群馬県医療法施行細則の一部を改正する規則（医務課） 1 3
- 群馬県立産業技術専門校の設置及び運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則（労働政策課） 2 1
- 群馬県武尊山観光レクリエーション施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（観光魅力創出課） 2 1

訓 令

- 群馬県建設工事執行規程の一部を改正する訓令（契約検査課） 2 2

別表第一ぐんまアリーナの項中「午前、午後又は夜間各一回」を「一時間」に、「二、二〇〇円」を「五、三〇〇円」に、「二、七一〇円」を「六八〇円」に、「一、五六〇円」を「三九〇円」に、「五、三三〇円」を「一、三四〇円」に、「三、二三〇円」を「八一〇円」に、「四、二八〇円」を「一、〇七〇円」に、「一、〇三〇円」を「二六〇円」に改め、同表ぐんま武道館の項中「午前、午後又は夜間各一回」を「一時間」に、「二、七一〇円」を「六八〇円」に、「一、五六〇円」を「三九〇円」に、「五一〇円」を「一二〇円」に、「三、二三〇円」を「八一〇円」に、「四、二八〇円」を「一、〇七〇円」に、「一、〇三〇円」を「二六〇円」に改め、同表サブアリーナの項中「午前、午後又は夜間各一回」を「一時間」に、「五一〇円」を「一二〇円」に、「四、六八〇円」を「一、一七〇円」に改め、同表本館の項中「午前、午後又は夜間各一回」を「一時間」に、「五一〇円」を「一二〇円」に改め、同表アイスアリーナの項中「二時間」を「一時間」に、「三〇〇円」を「一五〇円」に、「六一〇円」を「三二〇円」に、「午前、午後又は夜間各一回」を「一時間」に、「五一〇円」を「一二〇円」に、「一、二五〇円」を「三二〇円」に。

	使用人数
--	------

を

	使用人数	個数
--	------	----

に

使用区分	減免区分	減免額	円	利用料金・使用料合計
備考				競技者合計

円	減免後合計額	円	
人	入場者合計	人	

減免区分
使用区分

減免額	円	利用料金・使用料合計	円	減免後合計
使用人数合計	人	消費税率		うち消費税

額	円
額	円

に改める。

別記様式第二号を次のように改める。

別記様式第2号(規格A4)(第4条関係)

群馬県総合スポーツセンター使用承認通知書

年 月 日

指定管理者
申請者

名	所	な	名	日	号	所	な	名
住	が	氏	月	番	話	住	が	者
体	者		者	生	電	者		者
表	り	表	者	者	者	り	絡	絡
代	ふ	代	表	代	表	代	ふ	代
団								

下記金額を領収しました。

年
月
日

者理督定指

行 事 名		使用 目 的		入 場 料 等 徴収の有無			使 用 人 数		個 数
使用年月日	使用時間	使用施設・使用附属設備・使用体育器具	利用料金・ 使用料	減 免 の 有 無	入 場 料 等 徴収の有無	使 用 人 数			個 数
減免区分		減 免 額	利 用 料 金 ・ 使用料合計	円	減免後合計額		円		
使用区分		使用人数合計	人	消費税率	うち消費税額		円		

別記様式第四号中「因_レ体_者住_所ナ」を「因_ふ体_が知_な」に改める。

別記様式第5号(規格A4)(第7条関係)

群馬県総合スポーツセンター利用料金等承認申請書

年 月 日

群馬県知事 あて

指定管理者

群馬県総合スポーツセンターの設置及び管理に関する条例第7条の2第2項の規定により、下記のとおり利用料金等を決定(変更)したいので、承認してください。

記

1 総合スポーツセンターの施設利用料金(条例別表第1関係)

区分					利用料金
					1 時間につき
ぐんまアリーナ	メインフロア	アマチュアスポーツに使用する 場合	入場料を徴収 しない場合	全面使用	円
				4 分の 3 使用	円
				2 分の 1 使用	円
				4 分の 1 使用	円
		入場料を徴収する場合			円
		その他の場合	入場料を徴収しない場合		円
			入場料を徴収する場合		円
	第 1 ミーティングルーム				円
	第 2 ミーティングルーム				円
	第 3 ミーティングルーム				円
ぐんま武道館	大道場	アマチュアスポーツに使用する 場合	入場料を徴収 しない場合	全面使用	円
				2 分の 1 使用	円
			入場料を徴収する場合		円
		その他の場合	入場料を徴収しない場合		円
			入場料を徴収する場合		円
	第 1 道場	アマチュアスポーツに使用する 場合	入場料を徴収 しない場合	全面使用	円
				3 分の 2 使用	円
				3 分の 1 使用	円
			入場料を徴収する場合		円
		その他の場合	入場料を徴収しない場合		円
			入場料を徴収する場合		円
	第 2 道場	アマチュアスポー	入場料を徴収	全面使用	円

		ツに使用する場合	しない場合	3分の2使用	円
				3分の1使用	円
			入場料を徴収する場合		円
		その他の場合	入場料を徴収しない場合		円
			入場料を徴収する場合		円
		第3道場	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料を徴収しない場合	全面使用
	2分の1使用				円
	入場料を徴収する場合			円	
	その他の場合		入場料を徴収しない場合		円
			入場料を徴収する場合		円
	弓道場		近的射場（20人以上で使用する場合に限る。）	入場料を徴収しない場合	全面使用
		2分の1使用			円
		入場料を徴収する場合		円	
		遠的射場	入場料を徴収しない場合		円
			入場料を徴収する場合		円
		近的射場全面使用及び遠的射場（20人以上で使用する場合に限る。）	入場料を徴収しない場合		円
			入場料を徴収する場合		円
		近的射場2分の1使用及び遠的射場（20人以上で使用する場合に限る。）	入場料を徴収しない場合		円
					円
		多目的室		円	
		小会議室		円	
	第1会議室				円
	第2会議室				円
	第3会議室				円
	第4会議室				円
	第5会議室				円
	第6会議室				円
	サブアリーナ	サブフロア	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料を徴収しない場合	全面使用
2分の1使用					円
入場料を徴収する場合				円	
その他の場合			入場料を徴収しない場合		円
			入場料を徴収する場合		円
相撲場				円	

	フェンシング場			円		
	ボクシング場			円		
	レスリング場			円		
	ウエイトリフティング場			円		
本館	スポーツルーム			円		
	多目的ルーム			円		
	特別会議室			円		
	第1会議室			円		
	第2会議室			円		
	第1研修室			円		
	第2研修室			円		
	第3研修室			円		
	講師控室			円		
アイスアリーナ	スケート又はアイスホッケーに使用する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料を徴収しない場合		円	
			入場料を徴収する場合		円	
		その他の場合	入場料を徴収しない場合		円	
			入場料を徴収する場合		円	
	スケート又はアイスホッケー以外に使用する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料を徴収しない場合	全面使用	円	
				2分の1使用	円	
			入場料を徴収する場合	全面使用	円	
				2分の1使用	円	
		その他の場合	入場料を徴収しない場合	全面使用	円	
				2分の1使用	円	
			入場料を徴収する場合	全面使用	円	
				2分の1使用	円	
	テニスコート	テニスコート1面使用	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料を徴収しない場合		円
				入場料を徴収する場合		円
その他の場合			入場料を徴収しない場合		円	
			入場料を徴収する場合		円	
管理棟会議室			円			
管理棟第二会議室			円			
ふれあいグラウンド					円	
アーチェリー場	屋外練習場		入場料を徴収しない場合	全面使用	円	
				2分の1使用	円	

		4分の1使用	円
		入場料を徴収する場合	円
	屋内練習場	入場料を徴収しない場合	円
		入場料を徴収する場合	円
	多目的室		円

2 総合スポーツセンターのコート利用料金(条例別表第2関係)

区分				利用料金
				1時間につき
ぐんまアリーナ	メインフロア	バドミントンコート1面使用	一般	円
			高校生以下	円
		バレーボールコート1面使用	一般	円
			高校生以下	円
		バスケットボールコート1面使用	一般	円
			高校生以下	円
ぐんま武道館	第1道場	道場3分の1面使用	一般	円
			高校生以下	円
	第2道場	道場3分の1面使用	一般	円
			高校生以下	円
	第3道場	道場2分の1面使用	一般	円
			高校生以下	円
サブアリーナ	サブフロア	バドミントンコート1面使用	一般	円
			高校生以下	円
		バレーボールコート1面使用	一般	円
			高校生以下	円
		バスケットボールコート1面使用	一般	円
			高校生以下	円
	卓球室	卓球台1台使用	一般	円
			高校生以下	円
本館	スポーツルーム	バドミントンコート1面使用	一般	円
			高校生以下	円
		バレーボールコート1面使用	一般	円
			高校生以下	円
		ミニバスケットボールコート1面使用	一般	円

	用	高校生以下	円
テニスコート一面使用	一般		円
	高校生以下		円

3 総合スポーツセンターの個人利用料金(条例別表第3関係)

区分			利用料金						
			9時から 11時まで	11時から 13時まで	11時から 15時まで	15時から 17時まで	17時から 19時まで	19時から 21時まで	
ぐんま武 道館	弓道場 （多目的 室を除く。）	一般	円	円	円	円	円	円	
		高校生以下	円	円	円	円	円	円	
サブアリー ーナ	トレーニ ング室	一般	2時間につき						円
		高校生以下	2時間につき						円
	相撲場	一般	円	円	円	円	円	円	
		高校生以下	円	円	円	円	円	円	
	フェンシ ング場	一般	円	円	円	円	円	円	
		高校生以下	円	円	円	円	円	円	
	ボクシン グ場	一般	円	円	円	円	円	円	
		高校生以下	円	円	円	円	円	円	
	レスリン グ場	一般	円	円	円	円	円	円	
		高校生以下	円	円	円	円	円	円	
	ウエイト リフティ ング場	一般	円	円	円	円	円	円	
		高校生以下	円	円	円	円	円	円	
アイスアリーナ（ス ケート又はアイスホ ッケーに使用する場 合に限る。）		一般	1回につき						円
			17時以降に入場する場合						円
		高校生以下	1回につき						円
			17時以降に入場する場合						円
アーチェ リー場	屋内外練 習場	一般	円	円	円	円	円	円	
		高校生以下	円	円	円	円	円	円	
宿泊室		一般	1泊につき						円
		高校生以下	1泊につき						円

4 総合スポーツセンターの附属設備利用料金(規則別表第1関係)

区分		利用料金
ぐんまアリーナ	大型映像装置一式	1時間につき 円
	音響装置一式	1時間につき 円
	放送設備一式	1時間につき 円
	電動観覧席一式	1時間につき 円
	舞台照明設備一式	1時間につき 円
	舞台用設備一式(幕類を含む。)	1時間につき 円
	電光得点表示装置一組	1時間につき 円
	コインロッカー	1回につき 円
ぐんま武道館	音響装置一式	1時間につき 円
	大道場用放送設備一式	1時間につき 円
	大道場以外の道場用の放送設備一式	1時間につき 円
	舞台照明設備一式	1時間につき 円
	舞台用設備一式(幕類を含む。)	1時間につき 円
	電光得点表示装置一組	1時間につき 円
	コインロッカー	1回につき 円
サブアリーナ	放送設備一式	1時間につき 円
	クライミングウォール一式	1時間につき 円
	コインロッカー	1回につき 円
本館	放送設備一式	1時間につき 円
	コインロッカー	1回につき 円
アイスアリーナ	スケート又はアイスホッケーに使用する 場合	放送設備一式 1時間につき 円
		電光表示板一式 1時間につき 円

	スケート又はアイスホッケー以外に使用する場合	放送設備一式	1 時間につき 円
		電光表示板一式	1 時間につき 円
	コインロッカー		1 回につき 円
テニスコート	放送設備一式		1 時間につき 円
	コインロッカー		1 回につき 円
アーチェリー場	放送設備一式		1 時間につき 円
オーバーヘッドプロジェクター 1 台			1 時間につき 円
プロジェクションテレビ一式			1 時間につき 円
ポータブルステージ 1 台			1 時間につき 円
バレーボールコートマット 1 面			1 時間につき 円
テニスコートマット 1 面			1 時間につき 円
バドミントンコートマット 1 面			1 時間につき 円

5 上記利用料金等の適用日

年 月 日使用承認分から適用する。

別記様式第九号及び別記様式第十号中「~~四~~ 本 在 所 を 「~~四~~ 本 在 所」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の群馬県総合スポーツセンターの設置及び管理に関する条例施行規則(以下「改正前の規則」という。)の規定により提出され、又は交付されている書類は、改正後の同規則の相当規定により提出され、又は交付されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

群馬県医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

群馬県知事 山 本 一 太

群馬県規則第三十七号

群馬県医療法施行細則の一部を改正する規則

群馬県医療法施行細則(昭和四十二年群馬県規則第五十号)の一部を次のように改正する。

第四条の表中

法第十五条第三項 省令第二十七条の二	放射性同位元素装備診療機器設置届	別記様式第二十五号の
-----------------------	------------------	------------

を

法第十五条第三項 省令第二十七条の二	放射性同位元素装備診療機器設置届	別記様式第二十五号の
法第十五条第三項 省令第二十七条の三第一項	診療用放射性同位元素使用器具設置届	別記様式第二十五号の

に、

法第十五条第三項 省令第二十八条第二項	(診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素)使用予定届
------------------------	-------------------------------------

を

法第十五条第三項 省令第二十七条の三第一項及び第二十八條第二項	(診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素)使用予定届
------------------------------------	-------------------------------------

に、

「(診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素)廃止後措置届」を「(診療用放射性同位元素使用器具・診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素)廃止後措置届」に改める。

別記様式第二十五号の二の次に次の一様式を加える。

別記様式第25号の3(規格A4)(第4条関係)(その1)

診療用放射性同位元素使用器具設置届

年 月 日

群馬県知事 宛て

医療機関 所在地

電話() ー 番

名 称

管理者氏名

医療法第15条第3項及び医療法施行規則第27条の3第1項の規定により、下記のとおり診療用放射性同位元素使用器具の設置を届け出ます。

記

1 設置予定年月日

年 月 日

2 使用開始予定年月日

年 月 日

3 その他届出事項

後掲の表記載のとおり

（その2）

放射性同位元素	放射性同位元素の種類	No.①	No.②	No.③
	形状			
	年間使用予定数量	B q	B q	B q
	最大貯蔵予定数量	B q	B q	B q
	1日最大使用予定数量	B q	B q	B q
元素	3日間最大使用予定数量	B q	B q	B q

※ 放射性同位元素の種類が多数にわたる場合には、その種類ごとに上記事項を記載し、別紙により提出すること。

使用室	使用室の名称				
	使用室の構造（※耐火構造、不燃材料又はその他の別を記載すること。）				
	画壁外側における線量当量（※最大値を記載すること。単位：mSv/週）				
	通常使用出入口の数（1か所）		適・否	適・否	適・否
	壁床等仕上	汚染するおそれのある部分の突起物、くぼみ	適・否	適・否	適・否
		仕上材の目地等のすきま	適・否	適・否	適・否
		平滑で浸透しにくく腐食しにくい材料	適・否	適・否	適・否
	汚染検査用放射線測定器		有・無	有・無	有・無
	汚染除去器材及び洗浄設備		有・無	有・無	有・無
	洗浄設備の排水設備への連結		有・無	有・無	有・無
	更衣設備		有・無	有・無	有・無
	使用室の標識		有・無	有・無	有・無
準備室	準備室の名称				
	準備室の構造（※耐火構造、不燃材料又はその他の別を記載すること。）				
	画壁外側における線量当量（※最大値を記載すること。単位：mSv/週）				
	通常使用出入口の数（1か所）		適	・	否
	壁床等仕上	汚染するおそれのある部分の突起物、くぼみ	適	・	否
		仕上材の目地等のすきま	適	・	否
		平滑で浸透しにくく腐食しにくい材料	適	・	否
	汚染検査用放射線測定器		有	・	無
	汚染除去器材及び洗浄設備		有	・	無
	更衣設備		有	・	無
	準備室の洗浄設備		有	・	無
	洗浄設備の排水設備への連結		有	・	無
	フード、グローブボックス等の装置の数				台
	フード、グローブボックス等の装置の排気設備への連結		有	・	無
	準備室の標識		有	・	無
貯蔵施設	貯蔵方法		適	・	否
	貯蔵室	貯蔵室の構造（※耐火構造、不燃材料又はその他の別を記載すること。）			
		貯蔵室の開口部（特定防火設備）	有	・	無

（その3）

貯蔵施設	貯蔵室	通常使用出入口の数（1か所）	適・否		
		扉等の外部に通ずる部分の鍵等	有・無		
		画壁外側における実効線量（※最大値を記載すること。単位：mSv/週）			
		貯蔵施設の標識	有・無		
	貯蔵箱等	貯蔵箱等の構造（※耐火構造、不燃材料又はその他の別を記載すること。）			
		ふた等の外部に通ずる部分の鍵等	有・無		
		画壁外側における実効線量（※最大値を記載すること。単位：mSv/週）			
		貯蔵施設の標識	有・無		
貯蔵容器	容器外側における実効線量（※最大値を記載すること。単位： μ Sv/3月）				
	空気を汚染するおそれのある同位元素を入れる容器の気密構造		適・否	適・否	適・否
	液体状の同位元素の容器の構造		適・否	適・否	適・否
	貯蔵容器の標識		有・無	有・無	有・無
	貯蔵する放射性同位元素の種類及び数量の表示		有・無	有・無	有・無
運搬容器	容器外側における実効線量（※最大値を記載すること。単位： μ Sv/3月）				
	空気を汚染するおそれのある同位元素を入れる容器の気密構造		適・否	適・否	適・否
	液体状の同位元素の容器の構造		適・否	適・否	適・否
	運搬容器の標識		有・無	有・無	有・無
	運搬する放射性同位元素の種類及び数量の表示		有・無	有・無	有・無
放射線治療病室	放射線治療病室の名称				
	放射線治療病室の構造（壁床等の仕上げ）		適・否	適・否	適・否
	画壁外側における実効線量（※最大値を記載すること。単位：mSv/週）				
	放射線測定器の設置		有・無	有・無	有・無
	汚染除去器材、洗浄設備、更衣設備		有・無	有・無	有・無
	放射線治療病室の標識		有・無	有・無	有・無
	病床数		床	床	床
廃棄施設	排水設備	排水設備外側における実効線量（※最大値を記載すること。単位：mSv/週）			
		排水口における排液中濃度低減能力等	適・否		
		排液が漏れにくい構造	適・否		
		排液が浸透しにくく腐食しにくい材料	適・否		
		排液を採取できる（測定できる）構造	適・否		
		排液流出調節装置	有・無		
		処理槽の上部の開口部のふた	有・無		
		立入禁止のための施設	有・無		
		排水設備の標識	有・無		
	排気設備	排気施設外側における実効線量（※最大値を記載すること。単位：mSv/週）			
		排気口における排気中濃度低減能力等	適・否		
		人の常時立ち入る場所における空气中濃度低減能力等	適・否		
		気体が漏れにくい構造	適・否		
		腐食しにくい材料	適・否		
		故障等における汚染拡大防止装置	有・無		
		排気設備の標識	有・無		

（その4）

廃棄施設	保管 廃棄 設備	保管廃棄設備外側における実効線量（※最大値を記載すること。単位：mSv/週）			
		外部との区画			有・無
		外部に通ずる部分の閉鎖設備・器具			有・無
		気密構造の保管容器			有・無
		こぼれにくい構造等の保管容器			有・無
		保管廃棄容器の表示			有・無
		保管廃棄設備の標識			有・無
管理区域	区域外側における実効線量（※最大値を記載すること。単位：mSv/3月）				
	区域外側における空気中の放射性同位元素の濃度（※最大値を記載すること。単位：Bq/cm ³ ）				
	区域外側における汚染物表面の放射性同位元素の密度（※最大値を記載すること。単位：Bq/m ² ）				
	標識			有・無 有・無 有・無	
	立入禁止等の措置			有・無 有・無 有・無	
その他	注意事項の掲示（従事者・患者）			有・無	
	敷地内居住区域・敷地境界の実効線量（※最大値を記載すること。単位：μSv/3月）				
	放射線診療従事者等の被ばく防止			有・無	
	患者の被ばく防止			有・無	
	放射線治療中患者の標識			有・無	
	使用室でのエックス線装置の併用			有・無	
	集中治療室等での使用予定			有・無	
	その他防護措置（※措置の内容を記載すること。）				
元素を使用する医師等	職 名 ・ 職 種	氏 名	免許登録年月日	免 許 登 録 番 号	放射線診療に関する経歴

添付書類

- 1 診療用放射性同位元素使用器具使用室・準備室・貯蔵施設・放射線治療病室・廃棄施設図（使用室、準備室等及びこれに隣接する室、上下階の室のほか、院内の廃棄経路等を明示した平面図及び側面図）
- 2 施設の防護に関する検査・測定結果（責任者の所属、職氏名を記したものに限る。）又は遮蔽計算書
- 3 管理区域を明示した放射線診療関係施設の平面図
- 4 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第17項に規定する治験の対象とされる薬物について、この届出を行う場合は、治験対象薬物であることを証明できる書面

注 1） この届出は、個々の診療用放射性同位元素使用器具ではなく、病院（診療所）としての診療用放射性同位元素使用器具全体に関する設置の届けであり、個々の診療用放射性同位元素の新設、廃止等は別記様式第28号による診療用エックス線装置等変更届によること。

- 2) 診療用放射性同位元素使用器具使用室・準備室・貯蔵施設・放射線治療病室・廃棄施設図は、原則として縮尺50分の1以上のものとし、線源から天井、床及び周囲の画壁の外側までの距離(m)並びに防護物の材料及び厚さを記入すること。

19

別紙7

診療用放射性同位元素使用器具

番号	放射性同位元素の種類	形状	年間使用 予定量	最大貯蔵 予定数量	1日最大 使用予定数量	3月間最大 使用予定数量	備考
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

注 備考欄には、今回変更のあった内容(追加、更新等)を記載すること。

別記様式第二十九号中「あて」を「宛て」に、

□診療用放射性同位元素 □陽電子断層撮影診療用放射性同位元素

を

□診療用放射性同位元素使用器具 □診療用放射性同位元素

□陽電子断層撮影診療用放射性同位元素

に、「別紙8」を「別紙9」に改める。

別記様式第三十号中「（診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）廃止後措置届」を「（診療用放射性同位元素使用器具・診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）廃止後措置届」に、「あて」を「宛て」に、「（診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）の」を「（診療用放射性同位元素使用器具・診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）の」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

群馬県立産業技術専門校の設置及び運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

群馬県知事 山 本 一 太

群馬県規則第三十八号

群馬県立産業技術専門校の設置及び運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県立産業技術専門校の設置及び運営に関する条例施行規則（昭和四十八年群馬県規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表第六自動車整備科（太田産業技術専門校）の項中 ② 検査実習 を

「② 検査実習」に、「二三〇」を「三三二」に、「一、一四〇」を「一、一四三」に改める。

附 則

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の群馬県立産業技術専門校の設置及び運営に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）別表第六に定めるところによる自動車整備科（太田産業技術専門校）に係る普通課程の普通職業訓練を受けている者に対してこの規則による改正後の群馬県立産業技術専門校の設置及び運営に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）別表第六に定めるところによ

る自動車整備科（太田産業技術専門校）に係る普通課程の普通職業訓練を行う場合においては、当該普通職業訓練を受けている者の受けた旧規則別表第六に定めるところにより行われた訓練の教科の科目及び訓練時間に応じて、新規則別表第六に定めるところにより行われる訓練における教科の科目を省略し、及び訓練時間を短縮することができる。

群馬県武尊山観光レクリエーション施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

群馬県知事 山 本 一 太

群馬県規則第三十九号

群馬県武尊山観光レクリエーション施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県武尊山観光レクリエーション施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和五十一年群馬県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第六条第一項」を「第十一条第一項」に改める。

第三条中「第六条第一項後段」を「第十一条第一項後段」に改める。

第四条中「第九条第一項」を「第十三条第一項」に改める。

第五条中「第九条第二項」を「第十三条第二項」に改め、同条を第六条とする。

第四条の次に次の一条を加える。

（使用料の額）

第五条 条例第十三条第一項の規則で定める額は、別表に定める額の範囲内において

知事が定めるものとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第五条関係）

有料施設	区 分	使用料の額（一人一泊につき）
宝台樹キャンプ場	小学校、中学校及びこれらに準ずる学校その他の施設の児童及び生徒	三百円以上五百円以下
	その他の者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）	六百円以上千円以下

別記様式第三号中「第五条」を「第六条」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

訓 令

群馬県訓令甲第五号

県 庁
地 域 機 関
専 門 機 関

群馬県建設工事執行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和七年三月三十一日

群馬県知事 山 本 一 太

群馬県建設工事執行規程の一部を改正する訓令

群馬県建設工事執行規程（昭和四十年群馬県訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

第七条中「（別記様式第一号）」を削る。

第十条中「（別記様式第二号）」を削る。

第十三条第一項中「（別記様式第三号）」を削る。

第十三条の二第二項中「（別記様式第三号の二）」を削り、同条第二項中「（別記様式第三号の三）」を削る。

第十四条中「（別記様式第四号）」を削る。

第十五条第一項中「（別記様式第五号）」を削り、同条第二項中「（別記様式第五号の二）」を削る。

第十六条中「（別記様式第五号の三）」を削る。

第十七条第一項中「（別記様式第六号）」及び「（別記様式第六号の二）」を削り、

同条第二項中「（別記様式第六号の三）」を削り、同条第三項中「（別記様式第六号の四）」及び「（別記様式第六号の五）」を削る。

第十八条中「契約担当者が」を「契約担当者は、」に、「の規定により徴する請負契約に係る請書は、請書（別記様式第七号）に基づいて」を「に規定する場合は、請書を」に改める。

第二十条第一項中「（別記様式第八号）」、「（別記様式第八号の二）」、「（別記様式第八号の三）」及び「（別記様式第八号の四）」を削り、同条第二項第一号中「（別記様式第八号の五）」を削る。

第二十二条第一項中「（別記様式第九号）」を削る。

第二十三条中「（別記様式第十号）」を削る。

第二十四条中「完成期日延期申請書（別記様式第十一号）」を「工期延期届」に改める。

第二十五条中「（別記様式第十一号の二）」及び「（別記様式第十二号）」を削り、同条に次の一項を加える。

2 契約担当者は、契約を変更しようとするときは、工事請負契約変更協議書により協議するものとする。

第二十八条第一項中「出来形検査願（別記様式第十三号）」を「請負工事既済部分

検査請求書」に改め、同条第二項中「（別記様式第十四号）」を削る。

第二十九条第一項中「工事完成通知書（別記様式第十五号）」を「完成通知書」に改め、同条第二項中「工事完成通知書の」を「完成通知書の」に、「当該工事完成通知書」を「当該完成通知書」に改める。

第三十一条中「請負代金請求書（別記様式第十六号）」を「請負代金に係る請求書」に改める。

第三十二条を次のように改める。

（書類の様式等）

第三十二条 請負工事の工事実施計画書その他この訓令の工事関係の書類の様式等は、別に定める。

第三十四条中「第二十条」の下に、「第二十五条第二項」を加える。

別記様式第一号から第二十八号までを削る。

附 則

1 この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

2 この訓令の施行の際現に改正前の群馬県建設工事執行規程の規定により締結されている請負契約に係る請負工事の執行については、なお従前の例による。

3 この訓令の施行の際現に改正前の群馬県建設工事執行規程の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
